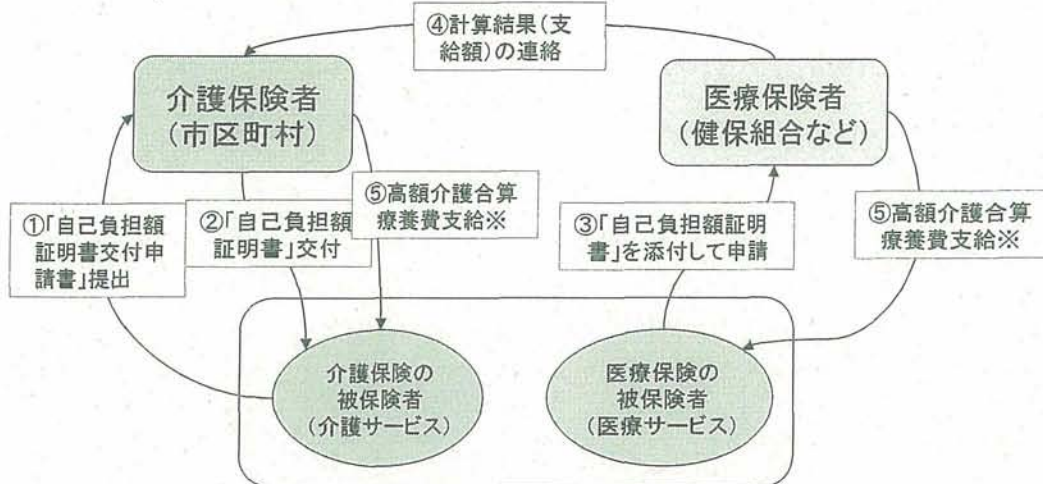


(資格・給付調整に当たっての課題)

- 現行制度において、各保険者は資格・給付調整を行うに当たり、加入者本人に対し他の制度での給付内容等に関する添付書類の提出を求めたり、氏名等の情報を元に他の保険者等に電話で問い合わせたりする事務等が発生し、加入者にも保険者にも不便が生じている。
- また、結果的に、本来もらえるはずの給付金がもらえなかったり、払わなければならないはずの保険料(納付金)が払われなかったりする事例が発生している。

例1: 高額介護合算療養費の受給手続

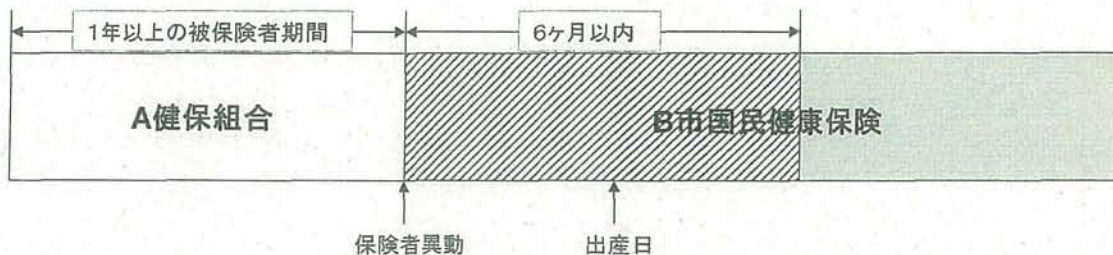
→ 加入者は、まず介護保険者に申請して証明書の交付を受け、それを添付してさらに医療保険者に申請する必要があり、加入者にも保険者にも手間がかかっている。



※医療保険、介護保険両方で自己負担額の比率に応じて支給

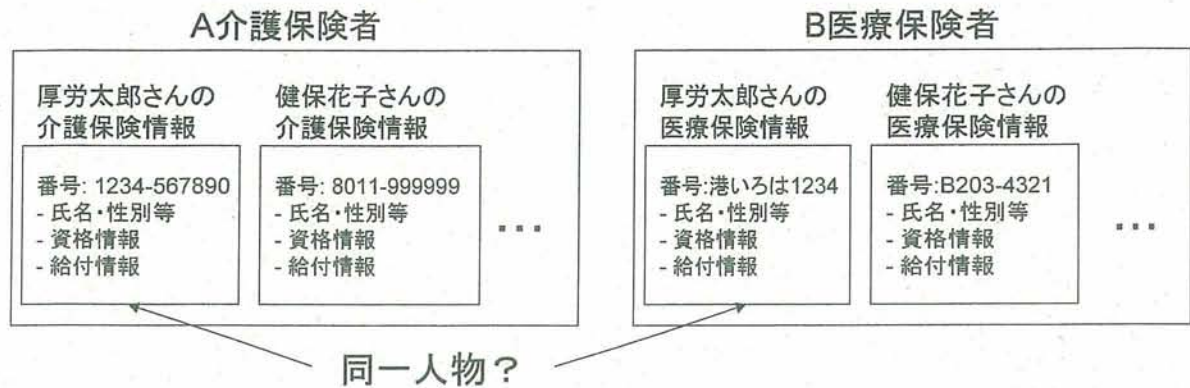
例2: 出産育児一時金の支給調整

→ 被保険者期間が1年以上あれば医療保険の被保険者資格を喪失後6ヶ月以内に出産した場合でも出産育児一時金の給付を受けられるが、喪失後別の医療保険者に移っていた場合は、異動後の保険者からも出産育児一時金の給付を受けられる(ただし、重複受給は不可)。



→ 斜線部の期間は、A健保組合にもB市国民健康保険にも出産育児一時金の給付申請が可能。現状ではA健保組合が申請を受けた場合、重複して支給を行わないよう、申請書の住所情報等を元にB市国民健康保険に電話で問い合わせる等の対応を行っている。また、他の健保組合の被保険者、被扶養者になっている場合など、異動後の保険者が分からないこともあり、支給調整事務に手間がかかっている。

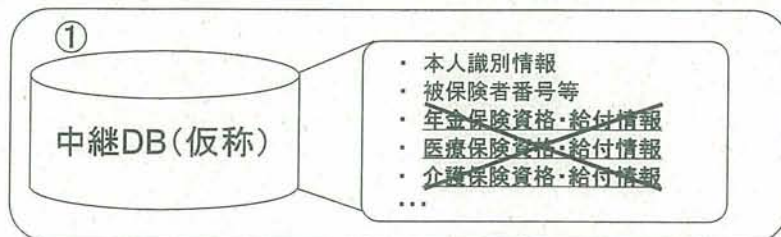
- 例1、例2のような加入者、保険者の不便・事務負担・非効率を低減するには、異なる保険者に属する加入者が確実に同一人物であると各保険者が特定できる仕組みが有用。



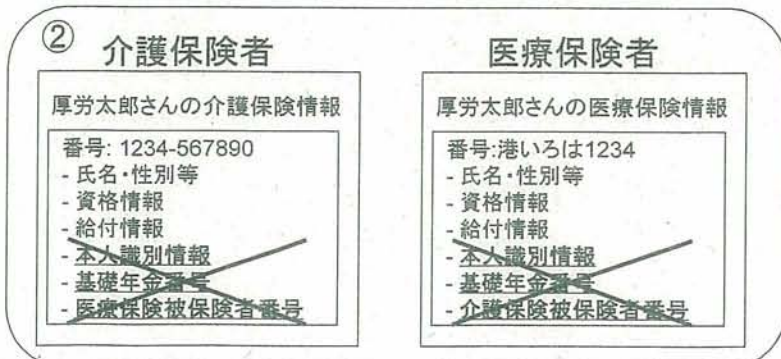
(現行制度)

- A介護保険者、B医療保険者には、共に「厚労太郎さん」、「健保花子さん」という加入者が存在し、保険者ごとに異なる被保険者番号で管理されているが、A介護保険者に加入する「厚労太郎さん」とB医療保険者に加入する「厚労太郎さん」が同一人物かはお互い分からない。
- このため、各保険制度においては法令上、保険者は資格・給付調整のために、①加入者本人に資料の提出を求めることができる、②他の保険者等に資料提供を求めることができる等の規定がおかれているものの、どの保険者に属しているのかや、同一人物なのか(同姓同名の可能性もある)の確認を行うことが難しい。

- 作業班では、中継DB(仮称)が最小限保有する情報として、氏名、本人を識別する鍵となる情報(本人識別情報)及び各保険制度の被保険者番号等(履歴を含む。)を仮定し、保険者間をまたがった加入者の特定を行う方法を検討した。
- 誰が何を知っていていいか、情報の保有ポリシーについて関係者間の合意がないことから、
- ① 中継DB(仮称)は被保険者の資格・給付情報等は保有しないこと、
  - ② 各保険者は加入者の本人識別情報及び他の保険者の管理する被保険者番号を保有しないことを前提とした運用を検討する(下図参照)。



- 下線部の情報を中継DB(仮称)・各保険者が保有しない運用を前提に次頁以降の検討を行った。



※ 仮にこれらの情報を中継DB・各保険者が保有するとすれば、当該情報を元に資格・給付調整を行うことで足りる。